

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年8月13日

【四半期会計期間】 第43期第2四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

【会社名】 株式会社日住サービス

【英訳名】 The Japan Living Service Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大原 修

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田1丁目11番4-300号

【電話番号】 06-6343-1841(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 三河 大

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田1丁目11番4-300号

【電話番号】 06-6343-1841(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 三河 大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 第2四半期 連結累計期間	第43期 第2四半期 連結累計期間	第42期
会計期間	自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
売上高 (千円)	4,197,027	3,974,829	8,594,628
経常利益 (千円)	282,045	194,255	481,603
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	184,751	134,913	302,449
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	189,355	120,001	322,337
純資産額 (千円)	5,385,533	5,489,219	5,519,240
総資産額 (千円)	12,383,952	12,409,061	12,383,782
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	119.45	87.18	195.53
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	118.26	86.07	193.33
自己資本比率 (%)	42.5	43.1	43.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	890,398	109,554	1,454,743
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,925,428	101,400	3,944,678
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,806,448	218,575	2,643,509
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,916,234	3,087,970	3,298,391

回次	第42期 第2四半期 連結会計期間	第43期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	85.27	55.17

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「売上高」には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 平成29年7月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に株式併合いたしました。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

書類送検に関する報道につきまして

平成30年8月10日に公表いたしましたとおり、当社は、廃棄物処理法違反（委託違反）容疑で書類送検（以下、「本件送検」といいます）されました。
今後の進捗により、法令違反に基づく罰則や監督官庁からの行政指導等を受ける可能性があります。
なお、本件送検による当社グループの業績に与える金額的な影響は現時点で不明です。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間（平成30年1月1日～平成30年6月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等、不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、公益社団法人近畿圏不動産流通機構によると、平成30年4～6月期中古マンション・中古戸建ての成約件数は前年同期比でほぼ横ばいでしたが、成約価格は上昇し相対的に高額な物件を中心に活発な動きが見られました。

このような事業環境のもと、当社グループでは、民泊事業運営（特区民泊認定）を新たにスタートするとともに、顧客ニーズを深耕すべく桂営業所の増床・移転をいたしました。また、新築一戸建・リノベーションマンション・土地等の不動産売上、売買仲介や賃貸仲介、サブリース事業・コインパーキング事業を含む管理等の不動産に関するトータルサービスの提供に取り組んでまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における当社グループの売上高は3,974百万円（前年同期比5.3%減少）、営業利益は205百万円（同26.8%減少）、経常利益は194百万円（同31.1%減少）、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては134百万円（同27.0%減少）となりました。

[不動産売上]

新築一戸建て、リノベーションマンション、土地等の販売に注力いたしました。その結果、売上高は1,070百万円（前年同期比18.4%減少）、セグメント利益は46百万円（同64.4%減少）となりました。

[不動産賃貸収入]

入居率の向上やサブリース物件の取得に注力いたしました。その結果、売上高は378百万円（前年同期比13.5%増加）、セグメント利益は33百万円（同166.1%増加）となりました。

[工事売上]

リフォーム提案を推進し設備工事等の受注に注力いたしました。その結果、売上高は822百万円（前年同期比8.6%減少）、セグメント利益は23百万円（同10.7%減少）となりました。

[不動産管理収入]

営業所と連携した管理物件の取得と入居率の向上に注力いたしました。その結果、売上高は275百万円（前年同期比1.8%減少）、セグメント利益は61百万円（同31.4%増加）となりました。

[受取手数料]

売買仲介につきましては取扱件数は減少いたしましたが、取扱単価は増加いたしました。このため、売買仲介に伴う手数料は、1,072百万円（前年同期比5.8%増加）となりました。また、賃貸仲介につきましては、手数料収入は、288百万円（同0.6%増加）となりました。売買仲介および賃貸仲介に伴う手数料に、その他の手数料、紹介料等（保証、金融含む）を加えた受取手数料収入合計は1,427百万円（同4.1%増加）、セグメント利益は245百万円（同2.2%減少）となりました。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、4,552百万円となり、前連結会計年度末と比較して78百万円減少いたしました。その主な要因は、仕掛販売用不動産が84百万円、営業未収入金が63百万円増加したこと、現金及び預金が198百万円、販売用不動産が68百万円、繰延税金資産が3百万円減少したこととあります。

（固定資産）

当第2四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、7,856百万円となり、前連結会計年度末と比較して104百万円増加いたしました。その主な要因は、無形固定資産が55百万円、土地が49百万円、建物及び構築物が34百万円増加したこと、投資有価証券が41百万円減少したこととあります。

（流動負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、3,100百万円となり、前連結会計年度末と比較して342百万円増加いたしました。その主な要因は、1年内償還予定の社債が195百万円増加したこと、工事未払金が45百万円、役員賞与引当金が16百万円、未払法人税等が3百万円減少したこととあります。

（固定負債）

当第2四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、3,819百万円となり、前連結会計年度末と比較して287百万円減少いたしました。その主な要因は、社債が205百万円、長期借入金が53百万円、長期預り金が25百万円減少したこととあります。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は、5,489百万円となり、前連結会計年度末と比較して30百万円減少いたしました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益を134百万円計上したこと、配当金を154百万円計上したこと等により、利益剰余金が19百万円減少したこととあります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは109百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローは101百万円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは218百万円の減少となりました。

その結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、3,087百万円（前連結会計年度末残高は3,298百万円）となり、210百万円の減少となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、収入に関して税金等調整前四半期純利益が199百万円、減価償却費が59百万円、支払利息が22百万円等あったこと、支出に関してたな卸資産の増加額が107百万円、売上債権の増加額が62百万円、法人税等の支払額が58百万円等あったことにより、109百万円の増加（前第2四半期連結累計期間は890百万円の増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、収入に関して定期預金の払戻による収入が67百万円、投資有価証券の売却による収入が20百万円、有形固定資産の売却による収入が11百万円あったこと、支出に関して定期預金の預入による支出が79百万円、有形固定資産の取得による支出が63百万円、無形固定資産の取得による支出が57百万円等あったことにより、101百万円の減少（前第2四半期連結累計期間は3,925百万円の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、支出に関して配当金の支払額が154百万円、長期借入金の返済による支出が53百万円、社債の償還による支出が10百万円等あったことにより、218百万円の減少（前第2四半期連結累計期間は2,806百万円の増加）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。

また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。

法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力等の当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうこととなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、昭和51年1月に住宅流通の近代化の確立という社会的使命を持って創業し、不動産仲介業務のみならず、賃貸管理業務等から発生するリフォーム・建築まで住生活に関する全てのお客様のニーズに対応できる組織を確立し、業界の先陣を切って平成元年11月に上場、平成28年1月に創業40周年を迎えました。

創業当時の経営理念である「変化に挑む経営、社会的使命を担う経営、個人と会社の目標を一致させる経営」や「社会の必要とする企業は絶対に滅びない」という経営哲学は、創業者から現経営幹部にも脈々と受け継がれております。

当社グループの企業価値の源泉は、(1)不動産に関する総合力、(2)仲介業務を中心とした既契約顧客や京阪神間に賃貸住宅等を保有する資産家等との信頼関係に基づく優良な顧客基盤の保有、(3)新規事業に取組む革新的な企業風土と健全な財務体質であると考えております。当社の事業活動は、従来の不動産仲介サービスに加え、中古住宅のリフォーム提案、賃貸住宅のサブリース、土地の有効活用に関する提案等を展開しており、現在、当社は京阪神地区に所在する35の営業部所を顧客サービスの拠点として捉え、人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業(コンサルタント企業)を目指しております。

当社は、「不動産仲介という社会的使命を担いつつ社会に貢献していく」という理念のもと、経営の「公正性」「透明性」「健全性」の確保を常に基本的使命として目標に掲げております。

また、それぞれの職務の取締役が経営責任と業務執行責任を担い、監査役が確実に監査する体制を敷いており、近年特に重視されております企業倫理の遵守は、最も優先する重要課題であることを認識し力を入れております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のために以下の課題の充実に取り組み、今後も企業価値の向上を目指してまいります。

- (1) 株主の権利・平等性の確保
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
- (4) 取締役会等の責務の遂行
- (5) 株主との対話の充実

これらの取り組みにより、当社は、当社の企業価値ひいては株主価値の向上を図ることができるものと考えております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みの概要

当社は、平成28年3月25日開催の第40期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の更新について承認を得ております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を適用対象とします。

本プランは、これらの大規模買付行為が行われる際、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否か等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに本プランに定める手続きを遵守する旨を表明した意向表明書を提出することを求めます。当社取締役会は、当該意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、提出を求める情報のリストを交付します。大規模買付者には、原則として当該リストが交付されてから60日以内に情報の提供を完了していただくこととします（以下「必要情報提供期間」といいます。）。

当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による検討期間とし、当該期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示します。

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる第三者委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置を発動すべきか否か等の本プランに係る重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとします。

第三者委員会は、(i)大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、(ii)大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び(iii)大規模買付行為又はその提案内容の評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。かかる勧告に際して、第三者委員会は、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨の勧告もあわせて当社取締役会に対し行うことができるものとし、その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認等を議案とする会社法上の株主総会を開催するものとします。

また、当社取締役会は、第三者委員会から上記(i)又は(ii)の勧告を受けた場合であっても、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を開催することができるものとし、その際、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとし、さらに、当社取締役会は、第三者委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告のみを受けた場合であっても、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとし、

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとし、

具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すとともに、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社株式を取得することができるものとし、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成31年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://2110.jp/ir/pdf/info201602_3.pdf)にて掲載しております。(平成28年2月8日付プレスリリース)

具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主価値を向上させるための具体的方策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(b)に記載した本プランも、当社取締役会から独立した組織として第三者委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、企業価値ひいては株主価値に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,900,000
計	7,900,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,989,845	1,989,845	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数100株
計	1,989,845	1,989,845		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社日住サービス第5回新株予約権中期プラン

決議年月日	平成30年4月20日
新株予約権の数(個)	277
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,770(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成30年5月15日～平成53年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,741(注)2 資本組入額 871
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

- 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,740円と行使時の払込金額1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役(社外取締役を除く)に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,740円については各付与対象者の報酬債権の対当額をもって相殺されるものであります。
- 新株予約権の行使の条件
下記に準じて決定するものであります。
 - 新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものであります。
 - 上記(1)にかかわらず、新株予約権の割り当てを受けた者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものであります。ただし、下記(注)5に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合は除くものであります。
 - 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。新株予約権の割り当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものであります。
- 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
下記に準じて決定するものであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という)をする場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下に同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとするものであります。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めることを条件とするものであります。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものであります。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とするものであります。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定するものであります。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とするものであります。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとするものであります。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定するものであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とするものであります。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものであります。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記に準じて決定するものであります。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものであります。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定するものであります。

株式会社日住サービス第5回新株予約権長期プラン

決議年月日	平成30年4月20日
新株予約権の数(個)	338
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,380(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成30年5月15日～平成70年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,638(注)2 資本組入額 819
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,637円と行使時の払込金額1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役(社外取締役を除く)に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,637円については各付与対象者の報酬債権の対当額をもって相殺されるものであります。

3 新株予約権の行使の条件

下記に準じて決定するものであります。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、前記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものであります。

(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできません。

4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものであります。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、前記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものであります。

(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできません。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

下記に準じて決定するものであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という)をする場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下に同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとするものであります。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めることを条件とするものであります。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものであります。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とするものであります。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定するものであります。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とするものであります。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとするものであります。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定するものであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とするものであります。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものであります。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記に準じて決定するものであります。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものであります。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定するものであります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日		1,989,845		1,568,500		485,392

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成30年6月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 日住カルチャーセンター	神戸市中央区三宮町1丁目5番1号	386	19.43
日住サービス従業員持株会	大阪市北区梅田1丁目11番4-300号	91	4.62
株式会社 カワサキライフコーポレーション	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号	64	3.22
新 名 和 子	神戸市東灘区	59	3.00
和田興産株式会社	神戸市中央区栄町通4丁目2番13号	46	2.32
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	40	2.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	37	1.89
株式会社関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	34	1.75
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目1番1号	34	1.74
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号	34	1.71
計		829	41.68

(注) 上記のほか当社所有の自己株式442千株(発行済株式総数に対する割合22.24%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 442,400		単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,535,000	15,350	同上
単元未満株式	普通株式 12,445		
発行済株式総数	1,989,845		
総株主の議決権		15,350	

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社日住サービス	大阪市北区梅田1丁目 11番4-300号	442,400		442,400	22.24
計		442,400		442,400	22.24

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,380,391	3,181,970
営業未収入金	288,710	352,467
完成工事未収入金	112,581	111,700
販売用不動産	501,394	433,294
仕掛販売用不動産	244,471	328,857
未成工事支出金		6,450
繰延税金資産	20,532	17,347
その他	83,411	120,671
貸倒引当金	614	564
流動資産合計	4,630,878	4,552,195
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,486,078	2,520,332
土地	4,081,166	4,130,738
建設仮勘定		281
その他（純額）	29,443	24,358
有形固定資産合計	6,596,689	6,675,710
無形固定資産	46,735	102,170
投資その他の資産		
投資有価証券	209,496	167,732
敷金及び保証金	800,420	800,471
繰延税金資産	98,302	110,590
その他	2,433	1,797
貸倒引当金	2,000	2,000
投資その他の資産合計	1,108,653	1,078,591
固定資産合計	7,752,077	7,856,472
繰延資産		
社債発行費	826	393
繰延資産合計	826	393
資産合計	12,383,782	12,409,061

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	209,460	163,804
短期借入金	1,200,000	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	106,644	106,644
1年内償還予定の社債	21,000	216,000
未払法人税等	82,201	78,244
預り金	759,314	771,641
賞与引当金	22,635	22,620
役員賞与引当金	33,600	16,800
その他	322,679	524,594
流動負債合計	2,757,533	3,100,348
固定負債		
社債	205,500	
長期借入金	3,202,722	3,149,400
長期未払金	36,300	36,300
退職給付に係る負債	395,359	392,367
長期預り金	267,060	241,360
繰延税金負債	67	65
固定負債合計	4,107,008	3,819,493
負債合計	6,864,542	6,919,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,568,500	1,568,500
資本剰余金	1,682,918	1,682,918
利益剰余金	3,419,416	3,399,573
自己株式	1,317,859	1,318,282
株主資本合計	5,352,975	5,332,709
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	50,265	28,216
退職給付に係る調整累計額	11,984	7,322
その他の包括利益累計額合計	38,280	20,894
新株予約権	30,289	35,496
非支配株主持分	97,694	100,119
純資産合計	5,519,240	5,489,219
負債純資産合計	12,383,782	12,409,061

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
売上高	4,197,027	3,974,829
売上原価	2,058,212	1,893,549
売上総利益	2,138,815	2,081,280
販売費及び一般管理費	1,858,899	1,876,248
営業利益	279,915	205,032
営業外収益		
受取利息	872	659
受取配当金	4,539	5,029
販売用不動産賃料収入	13,610	4,048
雑収入	4,896	3,024
営業外収益合計	23,919	12,762
営業外費用		
支払利息	17,435	22,002
雑損失	4,353	1,536
営業外費用合計	21,789	23,539
経常利益	282,045	194,255
特別利益		
投資有価証券売却益		10,680
特別利益合計		10,680
特別損失		
固定資産売却損		2,812
固定資産除却損	583	2,626
特別損失合計	583	5,438
税金等調整前四半期純利益	281,461	199,496
法人税、住民税及び事業税	47,500	58,285
法人税等調整額	44,327	3,820
法人税等合計	91,827	62,106
四半期純利益	189,634	137,390
非支配株主に帰属する四半期純利益	4,882	2,476
親会社株主に帰属する四半期純利益	184,751	134,913

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	189,634	137,390
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	999	22,050
退職給付に係る調整額	720	4,662
その他の包括利益合計	278	17,388
四半期包括利益	189,355	120,001
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	184,470	117,526
非支配株主に係る四半期包括利益	4,884	2,475

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	281,461	199,496
減価償却費	58,440	59,389
社債発行費償却	1,026	432
貸倒引当金の増減額(は減少)	35	50
賞与引当金の増減額(は減少)	215	15
役員賞与引当金の増減額(は減少)	16,800	16,800
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	23,649	1,542
株式報酬費用	5,057	5,206
受取利息及び受取配当金	5,412	5,688
支払利息	17,435	22,002
投資有価証券売却損益(は益)		10,680
有形固定資産売却損益(は益)		2,812
有形固定資産除却損	583	2,626
売上債権の増減額(は増加)	37,160	62,876
たな卸資産の増減額(は増加)	563,549	107,779
仕入債務の増減額(は減少)	69,346	4,570
預り金の増減額(は減少)	19,753	13,216
長期預り金の増減額(は減少)	189,514	26,589
その他の流動資産の増減額(は増加)	85,205	37,025
その他の流動負債の増減額(は減少)	94,783	155,842
敷金及び保証金の増減額(は増加)	5,662	519
長期前払費用の増減額(は増加)	114	569
その他	6,018	4,643
小計	965,842	183,855
利息及び配当金の受取額	4,855	5,046
利息の支払額	19,920	22,509
法人税等の支払額	61,170	58,844
法人税等の還付額	791	2,006
営業活動によるキャッシュ・フロー	890,398	109,554
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	42,000	79,000
定期預金の払戻による収入	130,000	67,000
投資有価証券の売却による収入		20,680
有形固定資産の取得による支出	4,005,972	63,633
有形固定資産の売却による収入		11,349
無形固定資産の取得による支出	2,662	57,180
資産除去債務の履行による支出	4,792	616
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,925,428	101,400

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	3,000,000	
長期借入金の返済による支出	27,660	53,322
社債の発行による収入	98,477	
社債の償還による支出	140,500	10,500
自己株式の売却による収入	6	
自己株式の取得による支出	443	373
配当金の支払額	123,382	154,329
非支配株主への配当金の支払額	50	50
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,806,448	218,575
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	228,582	210,421
現金及び現金同等物の期首残高	3,144,817	3,298,391
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,916,234	3,087,970

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

有形固定資産から販売用不動産への振替

当第2四半期連結累計期間において、所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7,084千円
土地	7,413 "
計	14,497千円

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

販売用不動産から有形固定資産への振替

所有目的の変更により、販売用不動産の一部を有形固定資産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建物及び構築物	51,891千円
土地	47,649 "
計	99,541千円

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

保証債務の内容としては、仲介取引における買主が売主に支払う契約手付金に対するもの及び、住宅ローン利用者の金融機関からの借入金に対するものであります。

前連結会計年度 (平成29年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)	
被保証者	保証金額	被保証者	保証金額
一般顧客	33,010千円	一般顧客	64,600千円
ローン利用者	15,100千円	ローン利用者	61,201千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
給料諸手当	772,386千円	803,720千円
退職給付費用	35,292 "	29,190 "
賞与引当金繰入額	22,620 "	22,620 "
役員賞与引当金繰入額	16,800 "	16,800 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金	2,998,234千円	3,181,970千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	82,000 "	94,000 "
現金及び現金同等物	2,916,234千円	3,087,970千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	123,719	8.00	平成28年12月31日	平成29年3月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年3月23日 定時株主総会	普通株式	154,756	100.00	平成29年12月31日	平成30年3月26日	利益剰余金

(注) 平成29年7月1日を効力発生日とする株式併合(普通株式10株を1株に併合)を実施しております。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注) 2
	不動産売 上	不動産賃 貸収入	工事売上	不動産管 理収入	受取手数 料	計		
売上高								
外部顧客への売上高	1,311,638	333,835	899,562	280,133	1,371,857	4,197,027		4,197,027
セグメント間の 内部売上高又は 振替高		4,800	863	823	12,379	18,866	18,866	
計	1,311,638	338,635	900,426	280,957	1,384,236	4,215,894	18,866	4,197,027
セグメント利益	129,865	12,641	26,491	46,793	250,625	466,417	186,502	279,915

(注) 1 セグメント利益の調整額 186,502千円は、各セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は、セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3 報告セグメントごとの資産に関する情報

(賃貸用不動産の取得による資産の著しい増加)

第1四半期連結会計期間において、賃貸用不動産を取得し、前連結会計年度の末日に比べ、「不動産賃貸収入」のセグメント資産が4,001,828千円増加しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注) 2
	不動産売 上	不動産賃 貸収入	工事売上	不動産管 理収入	受取手数 料	計		
売上高								
外部顧客への売上高	1,070,870	378,816	822,182	275,202	1,427,758	3,974,829		3,974,829
セグメント間の 内部売上高又は 振替高		4,870	1,033	798	17,588	24,290	24,290	
計	1,070,870	383,686	823,216	276,000	1,445,346	3,999,120	24,290	3,974,829
セグメント利益	46,288	33,642	23,646	61,466	245,166	410,209	205,176	205,032

(注) 1 セグメント利益の調整額 205,176千円は、各セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は、セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 追加情報に記載の通り、所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。また、所有目的の変更により、販売用不動産の一部を有形固定資産に振替いたしました。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	119円45銭	87円18銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	184,751	134,913
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	184,751	134,913
普通株式の期中平均株式数(株)	1,546,747	1,547,453
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	118円26銭	86円07銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	15,447	19,979
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 平成29年7月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に株式併合いたしました。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8 月13日

株式会社日住サービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 本 敬 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 原 啓 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日住サービスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日住サービス及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。